

新旧対照表（熊本県卸売市場検査要項）

新	旧
<p style="text-align: center;">熊本県卸売市場検査要項</p> <p>（趣旨） 第1条（略）</p> <p>（検査の目的） 第2条（略）</p> <p>（検査権の行使） 第3条（略）</p> <p>（検査事項） 第4条（略）</p> <p><u>（検査の方法）</u> 第5条 検査は、<u>実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。</u></p> <p><u>（検査基準日及び検査の範囲）</u> 第6条 検査基準日は、原則として検査に着手した日とする。 2 検査は、検査基準日の前1年間における卸売市場の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、必要がある場合には、検査基準日の1年以上前の時期についても行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">熊本県卸売市場検査要項</p> <p>（趣旨） 第1条（略）</p> <p>（検査の目的） 第2条（略）</p> <p>（検査権の行使） 第3条（略）</p> <p>（検査事項） 第4条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（検査基準日） 第5条 検査基準日は、原則として検査に着手した日とする。 <u>（検査の範囲）</u> 第6条 検査は、検査基準日の前1年間における卸売市場の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、必要がある場合には、検査基準日の1年以上前の時期についても行うことが</p>

(削除)

(無通告検査の原則)

第7条 (略)

(検査員の証の呈示)

第8条 (略)

(検査の立会い)

第9条 実地の検査に当たっては、開設者の役員又はその他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

(検査対象者に対する配慮)

第10条 (略)

(検査講評)

第11条 (略)

(検査結果の報告)

第12条 (略)

できる。

(検査の場所)

第7条 検査は、卸売場、事務所、その他附属する施設において行うものとする。

ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、知事が指定する場所で行うことができる。

(無通告検査の原則)

第8条 (略)

(検査員の証の呈示)

第9条 (略)

(検査の立ち会い)

第10条 検査員は、検査に当たっては、開設者の役員又はその他の責任者1人以上の立ち会いを得て行わなければならない。

(検査員の留意事項)

第11条 (略)

(検査の講評)

第12条 (略)

(検査結果の報告)

第13条 (略)

(検査書の交付及び回答)

第13条 検査の結果、知事が改善の必要があると認める指摘事項については、検査書を作成し、開設者に交付するものとする。

2 **知事は、前項の検査書を交付した後、改善の必要がある指摘事項については、速やかに回答を徴取するものとする。**

(秘密の保持)

第14条 (略)

(検査の実施に関する細部事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、流通アグリビジネス課長が別に定める。

附 則

この要項は昭和49年1月8日から施行する。

附 則

この要項は平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要項は令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要項は令和3年1月14日から施行する。

(検査書の交付及び回答)

第14条 検査の結果、知事が改善の必要があると認める指摘事項については、検査書を作成し、開設者に交付するものとする。

2 **前項の検査書の交付を受けた開設者は、改善の必要がある指摘事項について、速やかに回答するものとする。**

(秘密の保持)

第15条 (略)

(新設)

附 則

この要項は昭和49年1月8日から施行する。

附 則

この要項は平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要項は令和2年6月21日から施行する。